
第3次船橋市総合計画

基本計画

（素案）

令和3(2021)年8月

船橋市

第6回総合計画審議会 (8月10日) 基本計画(素案)

8. 学校教育

9. 生涯学習

10. 文化・スポーツ

17. 商工業

18. 農水産業

《1. 現状と課題》

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自ら考え可能性を発揮する「生きる力」を身に付けるとともに、ふるさと船橋を愛し心豊かでたくましい人づくりを目指します。

【教育内容の充実】

- 本市では、学力向上に向けて、学習指導要領を踏まえた授業を推進するとともに、小中英語教育の推進や学校図書館の利活用の促進などに取り組んできました。平成 31(2019)年度全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果は、小学校の国語が全国平均を若干下回ったものの、他の教科では全て全国平均を上回っており、概ね良好という状況です。一方で、学習習慣や生活習慣に関する調査結果から、家庭での学習時間が短いことなどが明らかになっています。
- 豊かな心を育成するには、豊かな情操や規範意識、自己肯定感、対面でのコミュニケーションなどを通じて人間関係を築く力などの育成を図ることが重要であり、本市では、道徳教育・人権教育の推進や異年齢交流など人間関係づくり活動の充実に取り組んできました。
- 運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向や食生活の乱れなど、児童生徒を取り巻く健康問題を改善することは、健やかな体づくりに取り組む上で課題となっています。
- 誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を実現するために、令和2(2020)年度に1人1台端末等の整備を行いました。1人1台端末の本格運用に伴い、児童生徒の情報活用能力や、個別最適な学びを一体的に進めていく必要があります。

【ニーズに応じた支援の充実】

- 通常の学級に在籍する発達障害の診断を持つ児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒は増加傾向にあります。本市では、スクールカウンセラーの全校配置やスクールソーシャルワーカーの活用による相談体制の充実、日本語指導員及び日本語指導協力員による指導の推進などに取り組んできましたが、引き続き多様なニーズへの対応が求められています。
- いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題です。本市では、新たに令和3年4月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への効果的な取り組みを行うことで、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に向けた対応に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

【教育体制の整備】

- 本市は、教職経験年数が 10 年以下の教職員が5割を占め、若年層教職員の資質能力の向上が大きな課題となっています。
- 本市では、部活動指導員の派遣など教職員の負担軽減に取り組んできましたが、教職員に求められる役割は拡大しており、児童生徒と向き合う時間を確保する必要があります。
- 児童生徒の増減の状況は各地域により異なることから、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、地域や保護者の意見を聞きながら、学校規模及び配置の適正化に向けて計画的に対応策を講ずる必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 教育内容の充実

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成するため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康的な体づくりを進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 学習指導要領を踏まえた主体的な学習の推進
- ◆ ICTを活用した教育の充実
- ◆ 小中一貫英語教育の推進
- ◆ 主権者教育の推進
- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 体力の向上・健康教育の推進

施策2 ニーズに応じた支援の充実

児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、特別支援教育の推進、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒への支援の充実を図ります。

いじめ等の生徒指導上の諸問題について、未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関等と連携するなど組織的な対応を図ります。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を支援するため、保護者の経済的負担軽減策を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ◆ 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の機能の充実
- ◆ 要保護・準要保護世帯等への就学援助

施策3 教育体制の整備

教職員の指導力向上のため、若年層教員の育成をはじめ、研修体制の一層の充実を図ります。

教職員が子供に向き合う時間を確保するため、校務の見直しや教職員のための相談体制の充実など支援体制の整備を図ります。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けられる教育を受けられるよう、学校規模・学校配置の適正化に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 教職員のための研修・相談窓口の充実
- ◆ 市立小・中学校の規模・配置の適正化

《1. 現状と課題》

- すべての市民が生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現のため、本市では、市民や団体の主体的な活動を支援しており、市内では公民館などを拠点として多くの生涯学習活動が行われています。
- 「人生100年時代」や「超スマート社会(Society5.0)」の到来など、劇的に変化する社会をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域や社会の課題解決につなげていくことの必要性がより一層高まっています。

【生涯にわたる学習の推進】

- 市民の様々な課題解決のために、本市では学習活動の支援や、学習機会の提供に取り組んでいますが、今後も社会情勢の変化などにより求められる新たな学習ニーズへの対応が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式に合わせた非接触・非対面型の学習活動への対応が必要です。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、1年間に市が主催した講演会・学習会・催し物に「参加したことがある」市民の割合は14.3%、「知っていたが、参加しなかった」市民の割合は37.7%で、事業の開催を「知らなかった」と回答した人の割合は45.8%と半数近くとなっていることから、魅力的な事業の創出とともに、事業やイベントなど生涯学習に関する情報の発信を推進していく必要があります。
- 図書館では、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応えるため、開館時間の延長や図書館と公民館図書室等とのネットワーク化の推進、インターネットによるサービス利用の拡大、レファレンスサービス^(注1)の充実など、図書館サービスの向上に努めてきましたが、今後も市民の学びや課題の解決に資するサービスの提供が必要です。
- 青少年を取り巻く環境やライフスタイルは、核家族世帯やひとり親世帯の増加や近隣住民とのつきあいがほとんどない人の割合の増加、青少年のインターネットの利用時間の増加など、複雑・多様化していることから、青少年の家族と過ごす時間や地域とのつながり、実体験の機会の減少が懸念されます。

【学びの成果を活動につなげる取り組みの推進】

- 公民館や図書館、青少年教育施設などの社会教育施設では、団体やボランティアなどの協力を得て事業を実施していますが、社会教育に関する事業を行うことを目的とする社会教育関係団体の数は、平成27(2015)年度の2,255団体から令和元(2019)年度の2,163団体と減少傾向にあり、高齢化や会員の減少などが課題となっています。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、学びの成果を自分以外のために「既に活かしている」と回答した人の割合が12.7%、「活かそうと思わない」が18.3%、「どちらかといえば、活かしたい」が32.7%、「今は活かしていないが、今後活かしたいと思っている」が18.8%となっています。また、学びの成果を活かしたい人が求める支援は、「知識・技能や経験を活かしたい人と活動の場を結ぶ役割の充実」や「地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実」、「同じ分野の人材交流」が上位となっています。

《2. 施策の方向》

施策1 生涯にわたる学習の推進

市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、社会の変化に対応した学習や一人一人のライフステージに対応した学習を支援します。

市民が学びや課題の解決に関する情報を得られるよう、必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

青少年の活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自立心の育成を図るため、体験活動の機会と場を提供します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 社会の変化に応じた学習の推進
- ◆ 社会教育施設での課題解決に向けた相談・情報提供の充実
- ◆ 青少年健全育成事業の充実

施策2 学びの成果を活動につなげる取り組みの推進

幅広い世代の市民が、学びの成果を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果を活動につなげる体制の構築を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援
- ◆ 交流機会の創出と地域・社会への参画促進
- ◆ 学びの成果を活かすボランティア制度の構築

《1. 現状と課題》

- 地域に根ざした伝統芸能や文化財の保護・保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があります。また、すべての市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、情報提供や環境整備を推進する必要があります。

【文化振興】

- 市民の文化活動を支援するため、文化団体等の活動の場や発表の機会の提供に努めていますが、一部の団体では高齢化やそれに伴う会員の減少などの課題を抱えています。文化を振興するためには、団体の会員だけでなく、文化活動に関わる人を増やしていく必要があります。
- 市民の音楽活動が盛んな本市では、「音楽のまち」を掲げ、市民主体の音楽事業を実施しており、事業に参加した子供たちが成長し、事業の実行委員やボランティア、児童生徒の指導者として再び事業に関わるなど、事業の継続や人材育成の観点からも長年の取り組みによる成果があがっています。
- 本市では、専門家、プロアーティストを市内の小・中・特別支援学校に派遣し、子供たちが文化・芸術を体験する授業を実施しています。平成 27(2015)年度に実施した文化振興に関する市民アンケートでは、文化の振興に期待する効果として「子供が心豊かに成長する」が57.7%と最も高くなっており、今後も子供たちが多様な文化を体験できる施策の実施が求められています。

【文化財の保存・活用】

- 船橋の地域の特色を伝える有形無形の文化財は、市民主体で受け継がれ、地域に親しまれていますが、こうした文化財の担い手の高齢化やそれを受け継ぐ若年層の減少により、地域の文化財の継承に支障が生じることが懸念されています。
- 本市中央部の台地に位置する取掛西貝塚は、全国的にも貴重な約1万年前の縄文時代早期前葉の貝塚と集落跡であり、本市初の国史跡の指定が決まりました。今後も、学術調査及び普及啓発事業に取り組んでいきます。
- 開発等工事により遺跡(埋蔵文化財)の多くが記録保存だけで消滅しています。特に重要な遺跡については、市文化財などに指定することで、開発等工事に先行して保護していく必要があります。
- 未指定の文化財はその価値が評価や、活用をされることなく消滅する恐れがあることから、地域に存在する文化財を幅広く調査することで総合的に把握し、市民とともに保存・活用を行っていく必要があります。

【スポーツ振興】

- 令和元(2019)年度に本市が実施したスポーツ推進に関するアンケートでは、成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.2%と国の目標である65%から大きく下回っています。また、スポーツを行っていない理由として、「機会がない」、「時間がない」、「スポーツが苦手」等があることから、市民ニーズに合わせ、多様なスポーツを楽しめる環境を提供することが必要です。
- パラスポーツは、年齢や障害の有無に関わらず誰もが行うことができる生涯スポーツであることから、引き続きパラスポーツの普及に努める必要があります。
- 平成 27(2015)年5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」、翌年6月に、ラグビーチーム「クボタスピアーズ」と相互連携・支援協力に関する協定を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んでいます。

《2. 施策の方向》

施策1

文化振興

子供から大人まで幅広い世代の市民が主体的に文化活動に取り組めるとともに、文化に触れ、親しみ、楽しめるよう、鑑賞・創作・公演活動など多様なかたちで、主体的に文化活動に参加することができる取り組みを推進します。また、人材を育成するとともに、事業の企画者や支援者などを増やし、人の輪を広げます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 芸術文化の鑑賞機会、発表の場の提供
- ◆ 文化団体・市民ボランティアと協働した事業の推進
- ◆ 文化の担い手の育成

施策2

文化財の保存・活用

市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・保存・活用に取り組めます。

市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を博物館などで活用するとともに、各地域で守られている郷土芸能などの有形無形の文化財の周知や保護・保存の啓発に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 重要な遺跡の保存と活用・整備
- ◆ 身近な地域の文化財や歴史を学ぶ機会の充実

施策3

スポーツ振興

市民一人一人が、年代や障害の有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供するとともに、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実
- ◆ 生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備
- ◆ 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成
- ◆ プロスポーツチーム等との連携の推進

《1. 現状と課題》

- 本市は、多くの大型商業施設と商店街が共存・共栄しているほか、首都圏の台所機能を担う「京葉食品コンビナート」から高い技術・開発力を誇る個性的な中小企業まで多様な企業が立地しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商業環境や産業構造が大きく変化しています。新たな環境の変化に対応して、本市の商工業が持続的に発展を遂げるためには、事業者同士の連携や産業の裾野の拡大が必要です。

【商業環境の整備】

- 平成 30(2018)年度に実施した船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケートでは、居住地域の商店街又は商店が10年前に比べ、「衰退している」が35.5%で、「賑わっている」の22.0%を大きく上回っています。
- 商店会の数は、平成 21(2009)年の 65 から令和3(2021)年6月時点で 54 まで減少しているほか、商店会役員の高齢化が進んでいることから、地域住民の日常の消費生活を支える商店街を支援する必要があります。
- 本市では、令和元(2019)年 10 月より、近隣に店舗がない地域を対象に移動販売を開始し、日常の買い物が困難な市民を支援しています。

【企業活動の活性化支援】

- 本市は、平成 30(2018)年の製造品出荷額等が 6,824 億円と県内5位の工業都市であり、市内には大手食品・飲料メーカーが集積し首都圏の台所機能を担っている京葉食品コンビナートや、高い技術・開発力を誇る中小製造業が多数立地する船橋機械金属工業団地などありますが、国内マーケットの将来を展望すると、人口減少による需要縮小が見込まれています。
- 市内事業所数は、需要の停滞や後継者不足等により、平成 21(2009)年の 16,606 から平成 28(2016)年の 15,603 に減少しており、既存企業の支援・育成と同時に創業を促進していく必要があります。本市中小企業融資制度の実績は近年減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が事業活動へ深刻な影響を与えたため資金繰り需要が増大したことから、国のセーフティネット保証4号認定^(注1)等の発動や、これに伴った市独自施策を実施しました。

【安定的な雇用の確保】

- 令和2(2020)年度に実施した市内事業者アンケート調査では、製造業の 40.8%、非製造業の 34.1%が、人材不足と回答しており、多くの企業で従業員の確保が困難となっています。一方で、子育てや介護をしている人、外国人、障害のある人など働くことに制約がある潜在的労働者も多くいることから、それらの多様な人材が活躍できる職場環境を整えることが求められています。

【卸売市場の機能強化・充実】

- 本市地方卸売市場の取扱高は近年増加傾向となっているものの、市場外取引が増加するなど、流通形態が変化し、地方卸売市場を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 消費者の食の安全・安心に対するニーズの高まりにより、品質管理・衛生管理を中心とした施設の高度化が求められています。

《2. 施策の方向》

施策1	商業環境の整備
-----	---------

商店街の賑わい創出と周辺住民の買い物利便性向上のため、空き店舗対策やイベント等の商店会活動を支援します。

自宅近隣に店舗がなく、買い物に不便を感じている市民を支援するため、買い物支援を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 商店街活動の活性化
- ◆ 買い物支援

施策2	企業活動の活性化支援
-----	------------

市内企業の経営基盤を安定・強化させるため、資金調達や経営改善、事業承継を支援します。

新規産業の育成が進むよう、新たに市内で創業を目指す人を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 起業・創業の促進
- ◆ 市内事業者の国内外への販路拡大

施策3	安定的な雇用の確保
-----	-----------

市内企業の労働力不足の解消を図るとともに、多様な人材が希望どおり働けるよう、就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 多様な人材の雇用に対する体制の整備の推進
- ◆ 障害のある人や求職中の若者への就労支援

施策4	卸売市場の機能強化・充実
-----	--------------

広域的な流通拠点として、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、品質管理・衛生管理の高度化に対応できる施設の整備や市民へのPRイベントを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市場再整備の推進
- ◆ 市場の活性化

《1. 現状と課題》

- 本市は、大消費地である首都圏に位置する恵まれた立地を活かした農業地域として、にんじん・小松菜・枝豆等の野菜をはじめ、梨に代表される果樹、花き、畜産など多様な農畜産業が営まれています。また、船橋沖に広がる干潟「三番瀬」は、江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在も江戸前の漁場として栄えています。

【人材育成と農地活用】

- 本市の農業就業人口及び漁業就業者は年々減少しています。農業就業人口は、平成 17(2005)年の 2,692 人から平成 27(2015)年には 1,917 人に減少し、65 歳以上の占める割合は平成 17(2005)年の 38.9%から平成 27(2015)年には 42.4%に上昇しています。また、漁業就業者は、平成 20(2008)年の 140 人から平成 30(2018)年には 82 人に減少し、65 歳以上の占める割合は平成 20(2008)年の 42.9%から平成 30(2018)年には 35.4%と減少しているものの、依然として 65 歳以上が高い割合を占めています。
- 本市では就農者の育成に取り組んでおり、総就業人口は減少にあるものの、年齢別にみると 15 歳～34 歳の農業就業人口は、平成 22(2010)年は 146 人だったのに対して、平成 27(2015)年は 157 人と増加しています。
- 市内の経営耕地面積(総面積)は、宅地化の流れを受け、平成 27(2015)年は平成 17(2005)年と比べ 13.3%減少して 946ha となっています。今後も相続を契機とした売却・転用や、生産緑地^(注1)地区指定後 30 年経過に伴う指定解除等により、更なる農地の減少が懸念されています。また、高齢化や十分な収益を確保できないことなどを背景に、市内の農業生産者の約4割が耕作放棄地^(注2)を所有しています。

【流通・販売の強化】

- 市内の農業産出額は、平成 26(2014)年の 88.9 億円から平成 30(2018)年には 84 億円と減少しているものの、本市のにんじんと梨の2品が特許庁の地域団体商標^(注3)に登録されるなど、農水産業の付加価値を高めるため、農水産物のブランド化に取り組んできました。
- 市内の漁獲量は、平成 26(2014)年の 2,444トンから平成 30(2018)年には 3,117トンと増加しており、平成 30(2018)年の漁獲量の中でもスズキ類やコノシロの漁獲量は日本一を誇ります。また、近年は自然災害等の影響により、ホンビノス貝やアサリなどの貝類の漁獲量が減少傾向にあるため、資源回復のための取り組みが必要です。
- 平成 28(2016)年度の市内消費者向けアンケートによると、農業が果たす役割として重要と考えるものは「新鮮な農畜産物の供給」が 86.3%と最も高く、高い期待が寄せられています。
- 平成 28(2016)年度の農業生産者向けアンケートによると、農家の約6割の生産額・生産量・農業所得が 10 年前より減少しており、経営の安定化に取り組む必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1	人材育成と農地活用
-----	-----------

高齢化・後継者不足による農業・漁業就業者の減少に対応するとともに、農水産業を持続的に発展させるため、担い手の確保・育成を図ります。

耕作放棄地の発生を抑制し、農地を保全するため、農地の利用を促進するとともに、農地の多様な活用を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 新規就農者・漁業就業者の育成
- ◆ 農地の貸付・借受のマッチングの促進

施策2	流通・販売の強化
-----	----------

生産者が安定した経営を営めるよう、生産者の収益性を高める環境整備を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地元小売店や卸売市場との連携
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ ブランド化の促進や六次産業化^(注4)などへの支援
- ◆ 施設・設備の導入支援

第7回総合計画審議会 (8月23日) 基本計画(素案)

15. 住まい

19. 計画的な都市づくり

20. 道路・交通

21. 汚水処理

22. 自然との共生

23. 環境負荷の低減

《1. 現状と課題》

- 本市は、人口増加に伴い総住宅数や世帯数が増加する中、高齢者世帯の増加や世帯当たり人員の減少が進んでおり、住まいに対するニーズが多様化しています。本市では、地域包括ケアシステムにおける住まいの分野として、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の整備に取り組んでいます。

【住宅セーフティネットの充実】

- 住宅・土地統計調査結果によると、本市の最低居住面積水準^(注1)未満の世帯の割合は、平成 25(2013)年の 11.7%から平成 30(2018)年の 6.3%へと大きく改善しています。一方で、高齢者だけでなく、低額所得者や障害のある人、外国人などの住宅の確保に配慮を要する世帯が増加傾向にあるほか、居住ニーズも多様化しています。
- 本市では、市営住宅の供給や、高齢者の住み替え、親世帯・子育て世帯の近居同居の支援を行うほか、平成 29(2017)年度に設立された船橋市居住支援協議会^(注2)に相談窓口「住みいるサポート船橋」を設置し、民間賃貸住宅への入居支援を行っています。高齢者世帯や子育て世帯をはじめ多様化する居住ニーズに対応するためには、住宅セーフティネット^(注3)の更なる充実を図る必要があります。

【住宅ストックの適正な管理と質の向上】

- 住宅・土地統計調査結果によると、平成 30(2018)年の市内の総世帯数 27.7 万世帯に対して総住宅数は 31.0 万戸であり、住宅ストックの量は充足しています。また、高齢者向け住宅の数は増加しているものの、住宅のバリアフリー化率はほぼ横ばいで推移しています。
- 本市は、市民の約2割が持ち家の共同住宅に居住し、全国や県に比べて割合が高い状況ですが、建物の高経年化と入居者の高齢化が進行しており、管理の担い手不足、管理費や修繕費用の不足など、維持管理に課題を抱えるマンションが増加しています。本市では、マンション管理に関する専門家や千葉県と連携して、マンション管理組合による適切な維持管理を支援しています。
- 本市の空き家率は、同調査結果によると、平成 30(2018)年で 10.4%と国の 13.6%に比べて低いものの、本市の空き家戸数は平成 20(2008)年の 29,560 戸から平成 30(2018)年の 32,120 戸へ増加しています。本市では、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の解消のため、空き家の所有者等に対する助言・情報提供等を行っていますが、管理不全の空き家の増加が懸念されています。

《2. 施策の方向》

施策1 住宅セーフティネットの充実

居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者^(注4)が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネットの構築を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 高齢者の住み替えや親世帯と子育て世帯の近居同居の支援
- ◆ 市営住宅の適正供給・住宅確保要配慮者の優先入居

施策2 住宅ストックの適正な管理と質の向上

各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化を支援するほか、分譲マンションの管理組合による主体的な維持管理を促進します。

空き家の適正管理や管理不全の空き家の解消のため、相談体制の整備や情報発信のほか、空き家の有効活用の手法の検討・実施を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 住宅バリアフリー化の支援
- ◆ マンション管理適正化の推進
- ◆ 空き家の適正管理の促進

《1. 現状と課題》

- 本市では、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとして、「船橋市都市計画マスタープラン」を策定し、「交流により発展し便利で住みよい都市づくり」、「誰もが安全・安心・快適に暮らせる都市づくり」、「自然と人と産業が調和した都市づくり」を目標に掲げ、都市づくりに取り組んでいます。

【持続可能なまちづくり】

- 本市は、鉄道駅を中心として市街化が図られ、市街化区域のほぼ全域が DID 地区(人口集中地区)^(注1)で、かつ、市域の6割を占める面積の中に9割以上の市民が居住しており、コンパクトな市街地が形成されています。一方で、市街化調整区域において、宅地開発により鉄道駅から遠く公共交通利便性の低い箇所での市街化が進んでおり、宅地化の抑制等を含めた適切な土地利用の方法を検討する必要があります。
- 将来的に人口減少が見込まれる地域では、バス・鉄道等の運行本数や生活に必要となる施設が減少する等、生活の利便性が損なわれることが懸念されています。今後は、少子高齢化や将来的な人口減少の状況において、現在の利便性や賑わいを維持・充実する都市計画が求められています。

【良好な市街地の整備】

- JR 南船橋駅周辺は、商業施設や集合住宅が集積して立地しており、利便性が高いエリアとなっていますが、駅南口周辺部にかけては、施設の連続性が欠けており、徒歩等による回遊性が低い状況です。本市では、市有地が有する駅前という高いポテンシャルを活かし、新たな回遊性を創出するとともに、地域が一体となる臨海部の玄関口を形成するためのまちづくりを進めています。
- 海老川上流地区は、本市の中央部に位置し、中心市街地にも近く、東葉高速線を有する地理的利点がある一方、耕作放棄地が増えるとともに、宅地・墓地等が立地し始める等、スプロール^(注2)化が進みつつあります。本市では、この地区に市立医療センター移転や新駅誘致を核とした新たなまちづくりを進め、ふなばしメディカルタウン構想^(注3)の実現を目指しています。
- 新京成線二和向台駅周辺は、商業施設や公共施設が立地しており、北部地域の玄関口として高いポテンシャルを有する一方、道路や公園等の都市基盤整備が不十分であり、住宅が密集しているという課題があります。本市では、同地域の市街地環境を改善するため、平成 28(2016)年度に駅南側の国有地を取得し、活用方法を検討しています。
- JR 船橋駅周辺は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っていることから、本市では、市街地再開発と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、都市機能が集積する交流拠点の形成を図っています。しかしながら、細分化された土地に中層や低層の建築物が立ち並び、路地が入り組んでいる等、建築物の複合化や高度化が十分に図られていないエリアも存在しています。

《2. 施策の方向》

施策1	持続可能なまちづくり
-----	------------

将来にわたり現在のまちの利便性や賑わいを維持・充実するため、都市機能の誘導区域や誘導施設の設定等を通じて、地域の特性に応じた新たなまちづくりを推進します。

- 当施策における主な取り組み
- ◆ 「船橋市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の規制・誘導
 - ◆ 「立地適正化計画」に基づく都市機能や施設の誘導
 - ◆ 地区計画制度^(注4)等の活用

施策2	良好な市街地の整備
-----	-----------

賑わいのある拠点や便利で住み良い住環境の創出のため、地域特性に応じた市街地整備を進めます。

- 当施策における主な取り組み
- ◆ JR 南船橋駅南口市有地活用事業の推進
 - ◆ 「メディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくりの推進
 - ◆ 二和東5丁目市有地活用事業の推進
 - ◆ 船橋駅南口市街地再開発事業の推進
 - ◆ 飯山満地区土地区画整理事業の推進

《1. 現状と課題》

- 本市は、昭和 30 年から 50 年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路整備が遅れた経緯があります。慢性的な渋滞の解消や安全対策などの道路の環境整備は、市として継続的な課題となっていることから、市民ニーズも踏まえながら継続して取り組む必要があります。

【歩行者空間の整備】

- 本市の道路は、幅員の狭さや道路上の電柱により歩行者空間が不十分であることに加え、段差や急な勾配等が見られる歩道が存在しています。また、幹線道路の交通渋滞を回避する車両が生活道路を抜け道として利用している状況も見受けられます。
- 本市では、歩道の整備やバリアフリー化のほか、ゾーン 30^(注1)の整備等により、市民が安全に安心して歩くことができる良好な歩行者空間の整備を進めています。

【自転車利用環境の整備】

- 平成 29(2017)年に施行された自転車活用推進法では、国や事業者と協力して自転車活用を推進することが求められています。
- 本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。
- 本市では、駐輪場の整備を進めるとともに、放置自転車の移送や街頭指導員による見回り・啓発を実施したことにより、本市の放置自転車は減少傾向にあるものの、解消には至っておりません。また、通勤・通学時の駐輪需要にも変化が予想されることから、利用状況に合わせた駐輪場の利用方法や整備等を検討する必要があります。

【道路ネットワークの構築】

- 本市は、都心部と県都千葉市方面を結ぶ交通動脈上に位置し、広域的な道路ネットワークの要所となっていることから、国及び県と連携しながら道路整備を行い、幹線道路(国・県道)と市道のアクセスを円滑にする必要があります。
- 本市では、令和2(2020)年度時点で 53 路線(約 129km)の都市計画道路を都市計画決定し、事業決定をしている6路線の整備を進めており、令和2(2020)年度時点の整備率は 45.1%となっています。また、右折レーンの設置等交差点改良を進めています。

【地域公共交通の活性化】

- 本市は、9路線 35 駅を有する鉄道網やバス路線が充実していますが、鉄道駅やバス停留所といった公共交通機関の発着場所から一定以上の距離がある公共交通不便地域が存在しています。本市では、公共交通不便地域で路線バスを運行する事業者を支援しています。
- 高齢運転者による交通事故件数は、平成 27(2015)年の 297 件から平成 30(2018)年の 330 件と増加しています。本市では、主に交通不便地域の高齢者が地域を快適に移動できるよう、自動車教習所や老人福祉センターの送迎バスを活用した移動支援を行っています。
- 人口増加に伴い市内鉄道利用者は増加傾向にありますが、バス利用者は横ばいで推移しているほか、交通渋滞により定時運行が確保できないバス路線も存在しています。本市では、バスをはじめとした公共交通利用を促進するため、バス待ち環境の改善を行うほか、次世代技術を活用し、誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築を検討しています。

《2. 施策の方向》

施策1 歩行者空間の整備

歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化の検討を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 歩道やコミュニティ道路^(注2)の整備
- ◆ 無電柱化の推進

施策2 自転車利用環境の整備

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に則した利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自転車走行環境の整備
- ◆ 自転車等駐車場の整備等
- ◆ 放置自転車対策の強化

施策3 道路ネットワークの構築

交通渋滞を解消し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 都市計画道路等の整備
- ◆ 交差点の改良
- ◆ 交通ビッグデータ^(注3)を活用した分析・検討・実施

施策4 地域公共交通の活性化

高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通利用を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共交通不便地域の解消
- ◆ 公共交通の利用促進

《1. 現状と課題》

- 下水道や浄化槽等の汚水処理施設は、生活環境の改善、河川等の公共用水域^(注1)の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。本市では、下水道の整備を市街化区域において優先的に進めるとともに、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、汚水処理人口普及率は令和2(2020)年度末で97.1%まで上昇しています。

【下水道の整備と管理】

- 本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、直近20年間で約3,000haを整備した結果、下水道普及率は令和2(2020)年度末時点で90.0%と高い水準です。また、下水道整備の効果として河川の水質は大幅に改善されました。
- 下水道施設の老朽化は、道路陥没や下水処理機能停止等の事態を招く恐れがあります。令和2(2020)年度末において整備済の管路約1,500kmのうち約350kmが、整備後30年を経過し、今後20年以内に標準耐用年数を経過することから、計画的な点検・調査及び改築に着手しています。
- 下水道事業は平成30(2018)年度から公営企業会計へ移行し、経営や資産等の状況の把握が可能となりました。また、令和2(2020)年度に中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」を策定し、この中で10年間の「投資・財政計画」を定めました。

【し尿処理体制の充実】

- 単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水の処理ができず、合併処理浄化槽に比べて有機汚濁の排出量が8倍にもなることから、市内河川や下流の海域の水質への影響が懸念されます。本市では、単独処理浄化槽の基数が、平成27(2015)年度の20,733基から令和2(2020)年度の11,081基へと減少傾向にあるものの、更に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。
- 浄化槽は設置後年数が経過しているものが多く、老朽化に伴い発生した不具合が修繕されることのないまま使われ続けるケースもあり、浄化槽の不適正管理が水質悪化を招く恐れがあります。
- 公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少しており、その処理施設である西浦処理場の処理下限値を下回ることが今後予想されることから、搬入量に合わせた処理施設への再整備が必要です。

《2. 施策の方向》

施策1	下水道の整備と管理
-----	-----------

生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の整備について検討を行います。

下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共下水道の整備
- ◆ 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進
- ◆ 下水道事業の投資・財政計画に基づく経営の実行及び計画の推進・改善

施策2	し尿処理体制の充実
-----	-----------

生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

西浦処理場を減少傾向にあるし尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーとして供給できる施設として再整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 高度処理型合併処理浄化槽^(注2)の普及促進
- ◆ バイオマス^(注3)の利活用を行う前処理施設への西浦処理場再整備

《1. 現状と課題》

- 水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、様々な生物を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。本市では、この環境を大切にするため、本市の貴重な財産である海や川や緑といった自然を活かしながら、水辺空間の保全・回復・創出を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進めているほか、生物多様性の保全と持続的な利用を進めています。

【水環境の保全】

- 本市では、水環境の保全および再生を目的とした多自然川づくりに取り組んでおり、水辺の植生が自然に回復する環境や生物の多様な生息・生育環境の形成を図るとともに、親水性にも配慮した整備を進めています。依然としてコンクリート等で整備されたままの河川も多い状況です。
- 都市化の進展等による雨水の地下浸透量の減少は、湧水量や平常時河川流量の減少に繋がっており、水環境への影響が懸念されています。

【緑の保全と公園緑地の整備】

- 本市には、河川の源流域となる斜面緑地のほか、ふなばしアンデルセン公園や千葉県立船橋県民の森など、特徴ある緑の自然環境が見られます。
- 本市では、都市緑地としての開設、指定樹林の指定や市民と協働した緑の創出等を行っていますが、都市化の進展等により、本市の300㎡以上のまとまった樹林地は、平成16(2004)年から平成25(2013)年の9年間で6%減少しています。
- 本市では、都市公園面積について市民一人当たり5.0㎡を目指し、公園の整備・拡張を進めています。令和2(2020)年度末時点で3.37㎡であり、令和元(2019)年度末時点の国の10.70㎡や千葉県の7.05㎡に比べ少ない状況であることから、更なる整備が必要です。

【生物多様性の保全・利用】

- 市内の動植物について、平成11～13(1999～2001)年度と平成25・26(2013・2014)年度に実施した自然環境調査の結果を比較すると、同一地域において、確認できなくなった動植物があり、宅地化等に起因する自然環境への影響が顕在化しています。
- 本市では、地域特性を十分に踏まえて、今後の生物多様性^(注1)の保全のあり方や持続可能な利用を進めていくため、「生物多様性ふなばし戦略」を策定し、樹林や草地、水田・湿地、河川、干潟・浅海域など様々な自然環境の保全のほか、市民や事業者と協働した取り組みや、ふなばし三番瀬環境学習館において市内全小学校を対象とした環境学習等を実施しています。

《2. 施策の方向》

施策1 水環境の保全

市民の憩いや交流の場の創出のほか、生物の生息・生育環境や多様な水辺の景観を形成するとともに、地下水のかん養や流域内の保水機能を確保するため、多自然川づくりや調整池^(注2)等を活用した水辺空間の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 多自然川づくりの推進
- ◆ 調整池等を活用した水辺空間の整備
- ◆ 海老川調節池^(注3)の多目的利用の促進

施策2 緑の保全と公園緑地の整備

本市の特性を踏まえた景観や緑のネットワークを形成・維持するとともに、市民が豊かな緑を感じられるよう、樹林地等の緑を保全・活用するほか、公園緑地の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 樹林地等の緑の保全・活用
- ◆ 公園緑地の整備、施設の改修

施策3 生物多様性の保全・利用

生物多様性の保全のため、市内の動植物の生息状況を把握し、自然環境の保全の施策に繋がります。

本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用^(注4)に係る意識を醸成するため、市民・事業者に対して環境に関する情報発信を行うほか、環境保全活動や環境学習等のイベントを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する普及啓発・人材育成
- ◆ ふなばし三番瀬環境学習館の活用等による三番瀬の保全

《1. 現状と課題》

- 本市では、人口増加に伴うごみ発生量の増加や、海洋プラスチックごみや地球温暖化等の環境問題に対応するため、資源を無駄なく循環させる社会や持続可能な地球を未来へ繋ぐ社会づくりを推進しています。

【ごみの適正処理】

- 本市では、ごみ分別や資源化の推進のほか、家庭系可燃ごみの収集回数の見直し等を行い、市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は、平成 27(2015)年度の 567g/日から令和2(2020)年度の 551g/日へと減少傾向にあります。一方で、事業系ごみは近年横ばいで推移していることから、減少に向けた更なる取り組みが必要です。
- 本市では、廃棄物の不法投棄対策として、年間を通して監視パトロールを実施しておりますが、不法投棄の根絶には至っていないため、更なる取り組みが必要です。

【地球温暖化対策の推進】

- 本市における温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。令和2(2020)年度に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス排出量について、意欲的な長期目標として 2050 年ゼロ・カーボン^(注1)を掲げており、温室効果ガスを削減するための取り組みを市民・事業者と連携して進めています。また、気候変動による影響を回避・軽減するため、熱中症対策など市民・事業者と情報共有していく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスについては、平成2(1990)年度から平成 30(2018)年度にかけて、部門別に見ると産業部門が約 55%削減されている一方、運輸部門では横ばいの状況、家庭部門では家電製品の出荷量や保有台数の増加、大型化、世帯数の増加などにより約 54%増加しています。
- 本市では、南北清掃工場におけるごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した高効率発電や、下水処理場における消化ガス発電など、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行っており、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が進んでいます。

【生活環境の保全】

- 本市では、まちの環境美化のため市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行ってきたことにより、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく勧告件数や、駅周辺の散乱ごみ量は減少傾向にあります。しかし、JR 船橋駅・JR 西船橋駅・JR 津田沼駅北口周辺の重点区域では、未だに多くの散乱ごみや条例違反者が見受けられることから、令和3(2021)年度より違反者に対し直ちに過料を科すこととしました。
- 本市の大気環境については、公害を防止するために必要な規制措置を講じた結果、工場等から排出される VOC(揮発性有機化合物)^(注2)等の削減が進んだほか、低公害車の普及等により改善の傾向が見られます。しかしながら、光化学オキシダントが全国的に環境基準を超過する状態が続いており、原因物質である VOC の削減に向け事業者への指導を引き続き実施する必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 ごみの適正処理

資源を無駄なく循環させる社会を構築するため、ごみの排出抑制と資源化を通じた更なる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。

不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ ごみの排出抑制の促進
- ◆ 資源化の促進
- ◆ 廃プラスチックの飛散及び海洋流出の防止に向けた啓発活動
- ◆ 産業廃棄物の適正処理の促進と監視体制の強化

施策2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民・事業者への環境配慮行動の普及・啓発
- ◆ 省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進

施策3 生活環境の保全

まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。

大気環境を改善し、市民の健康被害を生じさせないよう、事業者の大気汚染物質の排出抑制の指導を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発
- ◆ 工場等からの大気汚染の防止対策の推進

第8回総合計画審議会 (10月上旬) 基本計画(素案)

1. 健康増進
2. 地域医療
3. 高齢者福祉
4. 地域福祉・生活困窮者支援
5. 障害福祉
6. 国民健康保険・介護保険
7. 子育て支援

《1. 現状と課題》

- 本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年度に「ふなばし健やかプラン 21 (第2次)」を策定し、「健康寿命^(注1)の延伸」、「主観的健康観の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後の高齢化の進行に向け、生活習慣病重症化予防やフレイル^(注2)予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

【健康づくり】

- 市民の健康寿命は男女ともに延伸しており、今後も健康に自立して生活できる期間を延ばす取り組みを推進し、健康寿命のさらなる延伸を図る必要があります。
- 本市では、地域包括ケアシステム^(注3)における介護予防の推進のため、高齢者に運動機会を提供する介護予防教室を実施しているほか、ふなばしシルバーリハビリ体操^(注4)等の市民主体の活動を促進しています。また、生活習慣を改善する動機付けとなるよう、高齢者に自身の身体状態を把握してもらう取り組みを実施しています。

【疾病予防対策の充実】

- 令和元(2019)年度における本市の死亡順位は、1位はがん(悪性新生物)、2位は心疾患、3位は肺炎であり、全国や県と同様にかん及び生活習慣病が上位を占めています。
- 感染症予防については、各種予防接種を実施しており、乳幼児の接種率は概ね 95%以上を達成しているものの、児童生徒及び高齢者の接種率は比較的低い水準にあることから、接種率を向上させる必要があります。

【健康危機管理の強化】

- 新型コロナウイルス感染症は、市内においても多くの感染確認が続いており、市では、新型コロナウイルス感染症対策保健所本部を設置し、相談センターの設置をはじめ、市独自の PCR 検査の実施や療養先として医療機関の病床や無症状・軽症者が療養するホテルの確保、ワクチンの接種など、感染拡大防止策に取り組んでいます。
- 今後も新たな感染症の発生に備え、保健所だけでなく市の組織全体で取り組むための体制整備のほか、市医師会をはじめとした関係機関との協力体制をより充実させていく必要があります。
- 食品衛生に関して、食品事業者や市民に対して講習会や普及啓発の取り組みを行っているものの、毎年食中毒が発生していることから、食品衛生法に基づく HACCP^(注5)に沿った衛生管理体制の推進が必要となっています。
- 感染症及び食品衛生等に係る検査体制を強化するため、令和3(2021)年度に地方衛生研究所全国協議会^(注6)に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、検査技術向上と機能強化に取り組んでいきます。

《2. 施策の方向》

施策1 健康づくり

市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な活動を促進する環境整備を行うとともに、市民が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の発症の予防に取り組むための健康づくり及び介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民の自主的な健康づくりの機会創出
- ◆ 身体・生活状態の把握
- ◆ 介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援

施策2 疾病予防対策の充実

がんや生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防のため、がん検診や健康診査、保健指導を実施します。
感染症等の蔓延予防及び医療費の抑制を図るため、適正な接種時期及び接種間隔に基づいた予防接種を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 各種がん検診・健康診査の受診率の向上及び保健指導の推進
- ◆ 予防接種の接種率の向上

施策3 健康危機管理の強化

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止や新たな感染症の発生等に備え、市の業務継続体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。

食中毒予防のため、市民や事業者への衛生教育の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 感染症等の感染拡大時に対応できる市の業務継続・行動体制の強化
- ◆ 関係機関との連携による感染症感染拡大防止対策の推進
- ◆ 感染症等の健康危機に対する市民への意識啓発の推進
- ◆ 食品事業者及び消費者に対する衛生教育
- ◆ 感染症及び食品衛生等に係る検査技術向上と機能強化

《1. 現状と課題》

- 本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

【在宅医療の推進】

- 今後の高齢化の進行に伴い、医療の必要性の高い要介護者が増加することが見込まれていますが、入院期間が短縮傾向にある病院での療養の継続は難しく、病床数の大幅な増加も困難な状況であることから、在宅医療ができる体制を整備することが必要です。
- 本市では、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会を含めた 28 団体で構成される「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を立ち上げ、在宅医療の充実と医療・介護の連携を図っており、多職種間での顔の見える連携づくり、人材の育成、在宅医療提供時における支援体制の検討等の活動を実施しています。

【難病患者等の支援体制の充実】

- 本市では、指定難病等の慢性的な疾病を持つ患者に対し、相談支援や医療費助成を実施していますが、対象疾病数の拡大等に対応していくため、さらなる相談支援体制の充実が必要とされています。
- 依存症については、アルコールなどの物質依存のみならず、ギャンブルやインターネットなど依存症の概念が行動障害へと広がっており、正しい知識の普及と相談支援体制の充実が求められています。

【医療提供体制の充実】

- 昭和 58(1983)年度に開院した市立医療センターは、建物・設備の老朽化や手術室等の狭あい化、診療・待合スペースの分散などによる諸課題を解消するため、早期の建て替えが必要となっています。
- 本市では、医療の安全と信頼を確保するために、医療に関する市民の相談等に対応し、医療安全相談窓口を設置しているほか、医療機関に対しては、研修や立入検査による管理体制整備の支援を行っています。

【救急医療体制の充実】

- 高齢化に伴う心疾患患者等の増加により、市内の二次救急搬送件数は、過去 10 年にわたり増加傾向にあり、今後もさらに増加することが懸念されます。
- 不要不急な受診や、救急車の不適切な利用により、医療現場の負担が増加するとともに、重症患者が必要な医療を受けられないなどの課題があるため、医療機関への適正な受診を推進していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 在宅医療の推進

超高齢社会における在宅医療を推進するため、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 在宅医療の相談体制の充実
- ◆ 在宅医療の提供体制の拡充

施策2 難病患者等の支援体制の充実

指定難病や小児慢性特定疾病等を持つ患者や依存症の問題を抱える人が安心して生活・療養できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携や相談支援体制の充実により、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 難病・小児慢性特定疾病児童等の相談支援の充実
- ◆ 依存症に関する普及啓発及び相談支援体制の充実

施策3 医療提供体制の充実

市立医療センターが、救急医療及びがん医療を主体とする高度な急性期医療を提供する船橋地域の中核病院としての使命を果たせるよう、建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。

市民が医療機関を信頼し安心して利用できるよう、市内医療機関の医療安全管理体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市立医療センターの建て替え
- ◆ 医療機関への医療安全に関する意識啓発及び指導

施策4 救急医療体制の充実

重症患者が必要な際に救急医療を適切に利用できるよう、関係機関との連携により救急医療体制の維持・充実を図るとともに、市民への救急医療に関する知識の普及啓発を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 救急医療体制の維持・充実
- ◆ 医療機関への適正な受診の周知・啓発

《1. 現状と課題》

- すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

【生きがいづくり】

- 高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、活動の場の提供など、生きがいづくりに繋げることが必要となっています。本市では、これまでも様々な生きがいづくりの場の提供を行ってきました。今後も他の事業との連携などにより、魅力のあるものとする必要があります。

【施設整備・人材確保の推進】

- 入所の必要性が高い高齢者が特別養護老人ホームへ入所できるよう、介護保険事業計画に基づいた施設整備により定員増加を図っており、引き続き計画的に施設整備を進めていく必要があります。
- 地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが必要となっています。

【相談支援体制の充実】

- 認知症高齢者は、毎年千人規模で増加しており、本市では認知症の理解促進や当事者やその家族、地域住民等の交流の支援に加え、認知症初期集中支援チーム^(注1)や認知症地域支援推進員^(注2)による支援に取り組んでいます。
- 今後は75歳以上の後期高齢者の増加が拡大することにより、認知症高齢者の増加ペースが加速する見込みとなっていることから、地域で支える体制をさらに整備していくことが求められています。
- 地域包括支援センターで対応している相談件数は、年々増加しており、令和2(2020)年度の相談件数は65,249件と、高齢者人口の伸び率を上回るペースとなっています。
- 8050問題^(注3)やダブルケア^(注4)など生活環境の変化等によって新たに着目されている問題により、相談内容が複雑化していることから、高齢者本人への支援だけでなく、家族全体への支援が必要なケースが増えていることへの対応が必要です。

【生活支援の充実】

- 地域包括ケアシステムの構築においては、地域の中での見守りや家事援助など多様な生活支援の充実が求められており、これらを支えるボランティア体制を確立する必要があります。
- 本市では、常に安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者に対し、地域での見守り活動の支援や緊急通報装置の貸与を行っていますが、支援が必要なひとり暮らし高齢者の増加への対応が必要です。

《2. 施策の方向》

施策1 生きがいつくり

高齢者がそれぞれ生きがいを持ちながら暮らせるよう、活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいつくりのための事業の充実や周知を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 生きがいつくりのための活動機会の提供

施策2 施設整備・人材確保の推進

在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図るため、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備します。

事業者が介護人材を量・質ともに確保できるよう、介護人材の確保に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 需要に応じた特別養護老人ホームの整備
- ◆ 介護事業所の人材確保の支援

施策3 相談支援体制の充実

認知症になっても、安心して地域で暮らすことができるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。

複雑化する相談内容に対応するため、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 認知症の本人や家族への支援
- ◆ 成年後見制度の利用促進
- ◆ 地域包括支援センターの機能強化

施策4 生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 家事援助ボランティアの確保
- ◆ 地域における見守り体制の構築支援

《1. 現状と課題》

【地域福祉の体制整備】

- 本市では、平成 17(2005)年度に第1次地域福祉計画を策定して以来、地域に住む一人一人が、隣近所に関心を持ち、困ったときには「お互いさま」の心で助け合えるまちづくりを進めており、市を挙げて取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築や国の提唱する「地域共生社会^(注1)」の実現に向けても、地域での助け合いの仕組みづくりは重要な要素となっています。
- 市内の各地区には、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会が設置され、それぞれの立場で地域福祉を推進していくための積極的な取り組みを行っており、こうした団体と連携・協働をさらに推進していくことが必要です。
- 本市では、地域福祉支援員を地域福祉課内に配置したことに加え、市内の全 24 地区の地区社会福祉協議会内に生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア等の養成・発掘及びネットワーク化を進めるとともに、町会・自治会、老人クラブといった地域の諸団体による助け合い活動である「たすけあいの会」の立ち上げを促すことで、市内全域に助け合い活動を普及させていくよう働きかけています。
- 市民意識調査における「隣近所とのつきあい」に関する設問では、「なんでも相談し助け合える」もしくは「内容によっては相談し助け合える」と回答した人の割合は、平成 28(2016)年度の 36.8%から、令和元(2019)年度は 41.0%と増加傾向であるものの、地域における顔のみえる関係づくりをさらに促進する必要があります。

【生活困窮者への支援】

- 平成 27(2015)年度より生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、本市では平成 24(2012)年度に設置した「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の機能を拡大し、生活困窮者の相談支援、住居確保、就労支援などの自立相談支援事業を行っており、セーフティネットである生活保護制度の適正な運用とともに、生活困窮者への適切な支援を引き続き実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用・経済情勢の悪化により、令和2(2020)年4月には、市民からの生活困窮に関する相談件数が前年と比較して3倍以上に急増したことから、総合相談窓口の相談体制を拡充し、対応を行いました。
- 本市では、生活困窮世帯等の子供を対象に、学習教室の開催や居場所づくりを実施しており、今後も貧困の連鎖を防ぐために、支援内容の充実等を検討していく必要があります。
- 本市における被保護世帯数は、平成 24(2012)年度の 6,333 世帯から令和2(2020)年度の 7,205 世帯に増加しており、特に 65 歳以上の割合が増加しています。
- 生活保護世帯は、傷病、障害、精神疾患、虐待、多重債務等の多様な問題により、保護受給期間が長期にわたる場合もあるため、各世帯・個人の実情に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関との連携等による就労・自立支援を引き続き行っていく必要があります。

【包括的な相談支援体制の構築】

- 既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー^(注2)等)に対応するには、本市に多数存在する専門相談機関にて包括的に相談を受け止め、適切な部署・機関につなぎ、相談者の問題解決のための道筋をたてられるような相談支援体制の構築が必要となります。
- さらに、複合的な課題については、専門相談機関と地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの地域の相談先と市が連携して協議する場づくりを検討していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 地域福祉の体制整備

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域となるよう、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地域に関わる組織・団体との連携・協働の推進
- ◆ 生活支援コーディネーターによる地域のネットワーク強化
- ◆ 新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供

施策2 生活困窮者への支援

生活困窮世帯の自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保健と福祉の総合相談窓口による支援体制の強化
- ◆ 困難を抱える生活困窮世帯の子供への支援
- ◆ 生活保護世帯への相談・支援体制の充実

施策3 包括的な相談支援体制の構築

新たな課題や複合的な課題に対応するため、関係団体や関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 関係機関との連携による包括的な相談支援体制の構築

《1. 現状と課題》

- 本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

【障害への理解の促進】

- 平成 25(2013)年度に制定された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、障害のある人に対する市民の理解に関する設問では、理解されていると感じている人より理解されていないと感じている人の方が多いという現状です。
- 本市では、障害者週間記念事業を開催するなど、障害に関する理解・啓発を図っているものの、理解を深めるためには継続的な取り組みが必要です。

【相談・生活支援の充実】

- 平成 29(2017)年度の「船橋市障害福祉施策に関する意識調査」において、住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考える方が多い中、障害のある人自身や介護者の高齢化に伴う将来への不安や、障害の状態や程度に起因する様々な生活への不安を抱えており、これらの不安解消と生活支援の充実が求められています。
- 障害のある人の経済的不安、雇用への不安を解消するために、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。
- 本市では、障害のある人の地域生活全般に関する相談は「ふらっと船橋^(注1)」を中心に対応していますが、相談件数が増加しているほか、相談内容が複雑化・重層化していることから、相談支援体制の充実が必要です。
- 障害者数は増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス利用者数が増加していくことが見込まれます。これに伴い、サービスの提供を担う人材を絶えず確保していく必要があります。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、本市では精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めており、引き続き地域で暮らせる環境整備や支援を行っていく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 障害への理解の促進

障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代に対し、関心を持ってもらう機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 啓発機会の拡大による市民・事業者の障害福祉への関心と理解の促進
- ◆ 児童生徒への理解啓発活動の推進

施策2 相談・生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図ります。

障害のある人自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 障害者就業・生活支援センターを中核とした雇用の促進
- ◆ 基幹相談支援センター^(注2)を中核とした相談支援体制の充実
- ◆ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

《1. 現状と課題》

- 少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなってきています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

【国民健康保険事業の適正な運営】

- 国民健康保険事業は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い一方で、加入者の所得水準が低いという構造的な課題を抱えています。そうした中、本市では一般会計からの法定外繰入金を投入して運営を行ってきたことで、本市の国民健康保険料は県内でも低い水準となっています。
- 平成 30(2018)年度に施行された国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となりました。そこで、県は保険給付に必要な費用の全額を市町村へ交付し、市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めています。
- 保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となることや、被保険者以外の住民に負担を求めていること等の理由により、国及び県から決算補填等目的の法定外繰入金の解消が求められています。
- 近年、被保険者の減少により保険料収入や医療費総額は減少しています。その一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等により一人当たり医療費は近年増加傾向にあり、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができるよう、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割を果たしながら、財政運営の安定化を図っていく必要があります。

【介護保険事業の適正な運営】

- 介護保険事業は、平成 24(2012)年度に 19,252 人であった要介護・要支援認定者数が、令和2(2020)年度では 28,977 人と約 1.5 倍に増加しています。今後も高齢化の進行による要介護・要支援認定者数の増加とともに、サービス利用者が増加することで、介護サービス費も併せて上昇し、制度の安定的な運営が難しくなることが予想されます。
- 本市では、必要なときにサービスが利用できるように、適正なサービス量を見込んだ高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、安定的な介護保険制度が運営されるよう取り組んでいます。

《2. 施策の方向》

施策1 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の見直しや収納率向上対策の強化、医療費の適正化を行い、一般会計の財政状況によらない国民健康保険事業運営を目指します。

当施策における主な取組

- ◆ 適正な運営のための保険料率の見直し
- ◆ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2 介護保険事業の適正な運営

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。

当施策における主な取組

- ◆ 介護保険財政の安定性・健全性の維持
- ◆ 介護保険料の収納率向上対策の強化

《1. 現状と課題》

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。本市では、すべての子供が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支えるまちを目指しています。

【教育・保育の充実と居場所づくり】

- 年少人口が減少傾向にある中、本市では、女性の就業率の上昇により増加する保育需要に対応するために、保育の受け皿の拡大に取り組んできました。本市の保育所待機児童数(国基準・4月1日現在)は、ピークとなった平成 27(2015)年4月の 625 人から減少傾向で推移し、令和3(2021)年4月には 12 人と大きく減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の教育・保育の需要や人口動態等に与える影響が不透明であることから、今後の保育需要については予測が難しい状況です。
- 小学生の放課後の遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)の環境整備に取り組んでいます。女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、平成 31(2019)年4月は 346 人、令和2(2020)年4月は 472 人、令和3(2021)年4月は 227 人と解消には至っていません。

【妊娠期から子育て期にわたる支援】

- 本市では、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接や乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を推進するとともに、子育ての不安や悩みを相談できる拠点として子育て世代包括支援センター(ふなここ)や地域子育て支援拠点(子育て支援センター・児童ホーム)にて、妊娠期から子育て期にわたる支援を行っています。
- 4か月児健康相談における妊娠・出産について満足している者の割合は、平成 27(2015)年度の 75.1%から令和元(2019)年度の 83.6%に増加していますが、晩婚化や晩産化、育児の孤立化など妊娠や出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図る必要があります。

【特別な配慮を要する子供への支援】

- 障害児通所支援^(注1)の通所受給者証の発行数は、平成 27(2015)年度末時点の 838 人から令和2(2020)年度末時点の 1,774 人と増加しています。
- 本市では、こども発達相談センターにおいて、発達に関する相談を受け、療育の必要な子供の早期発見・早期療育に向けた相談体制の充実を図っています。特別な配慮を要する子供がライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、各関係機関で連携を図る必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 教育・保育の充実と居場所づくり

乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

児童が放課後に安全で安心して活動できる居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)と放課後子供教室(船っ子教室)の充実・連携を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保育需要に応じた受け皿や保育士の確保
- ◆ 保護者のニーズに応える幼稚園の預かり時間等の充実
- ◆ 「放課後ルーム」と「船っ子教室」の連携強化

施策2 妊娠期から子育て期にわたる支援

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが拠点となり、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター・児童ホーム)の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ◆ 情報提供・相談体制の充実

施策3 特別な配慮を要する子供への支援

発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ こども発達相談センターの相談体制の充実
- ◆ 保健、医療、福祉及び教育機関等との連携の強化

《1. 現状と課題》

【ひとり親家庭等の自立支援】

- ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合は、平成 25(2013)年度の 31.1%から平成 30(2018)年度の 33.3%と上昇傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担うひとり親家庭等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。本市では、これまでも就業支援や経済的支援などに総合的に取り組んできましたが、子供の貧困対策という観点からも、ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進を図る必要があります。

【児童虐待防止対策】

- 本市では、家庭児童相談室が県市川児童相談所と連携しながら相談や支援を実施しています。県市川児童相談所は船橋市・市川市・浦安市・鎌ヶ谷市の4市を管轄しており、児童虐待相談件数の約4割が本市の案件となっています。家庭児童相談室と県市川児童相談所を併せた本市の児童虐待相談件数は、平成 27(2015)年度の 1,038 件から令和元(2019)年度の 1,598 件と増加しています。
- 市児童相談所設置に向け、有識者等からの意見聴取や市職員の県市川児童相談所への派遣研修等による調査・検討を進めています。また、令和3(2021)年7月に「船橋市児童相談所基本構想」を策定しました。

《2. 施策の方向》

施策4 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 相談支援体制の充実
- ◆ 就業支援の強化

施策5 児童虐待防止対策

子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 児童虐待の未然防止や対象児童等の早期発見・早期支援
- ◆ 市児童相談所の設置及び設置に向けた体制準備

第9回総合計画審議会 (10月下旬) 基本計画(素案)

11. 防災・減災

12. 消防

13. 市民活動

14. 多文化共生・男女共同参画・平和

16. 生活安全・生活衛生

24. 広報広聴・魅力発信

《1. 現状と課題》

- 平成23(2011)年の東日本大震災や令和元(2019)年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模な地震や風水害など様々な自然災害の被害を軽減するため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

【地域防災力の向上】

- 防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、町会・自治会を中心に自主防災組織を結成しています。結成率は世帯数の増加に伴い、令和3(2021)年4月時点で59.6%と伸び悩んでいます。
- 市では、市及び関係機関が市民と一体となり、市内の全小中学校等を会場として実施している総合防災訓練のほか、災害に関する講習等を実施しています。
- 避難行動要支援者^(注1)名簿の登載者のうち、地域への情報提供に同意いただいた方の情報は、市社会福祉協議会が実施する安心登録カード^(注2)を通じて地域へ情報提供をすることとしています。しかしながら、名簿登載者のうち、同意者の割合が7割程度となっており、災害時に地域で迅速な安否確認を行うためには、同意者の割合を増やす必要があります。

【防災体制の充実】

- 災害時の非常通信手段のひとつである防災行政無線については、近年、機能の向上を図るためデジタル化を進めてきましたが、気密性や防音性の高い住宅等の増加などによる聞こえにくい状況の解消や、土砂災害警戒区域等への速やかな災害情報の提供が求められています。
- 平成29・30(2017・2018)年度に実施したアセスメント調査の結果に基づき、避難所の備蓄や環境の整備を進める必要があります。令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時に避難所を区切るための間仕切り等を配備しました。
- 大きな災害が発生した際には、多くの負傷者が発生する可能性があります。災害による負傷者は病院へと運ばれますが、病院も被災しており平常時と比べると限られた人員や設備・備品で医療行為を行う必要があります。そのため、令和2年4月から市内9ヶ所の病院前に病院前救護所^(注3)を設置し、トリアージ^(注4)及び軽症者の応急処置を行う体制に変更しました。

【都市防災機能の向上】

- 地震による倒壊または崩壊の被害を軽減するため、下水道、橋りょう及び建築物等の耐震化を図る必要があります。
- 近年、台風や集中豪雨等による浸水被害が発生していることから、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設^(注5)の整備等の浸水対策が求められています。また、河川、排水路及び排水機場では、老朽化の進行を起因とした事故や排水機能の低下による浸水被害のリスクが増大しています。
- 津波・高潮による浸水被害を防ぐための海岸保全施設^(注6)は、老朽化等が進行しているうえ、耐震性が確保されていない状況であることから、国及び県に対し、早期整備を要望しています。

《2. 施策の方向》

施策1 地域防災力の向上

行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自主防災組織への支援
- ◆ 総合防災訓練及び各種講習の実施
- ◆ 在宅避難を含めた多様な避難方法の周知
- ◆ 要配慮者^(注7)に対する避難支援等の推進

施策2 防災体制の充実

災害時に迅速に応急活動を実施するため、災害時における非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 防災行政無線やメール、SNS、FAX、電話を活用した災害情報の提供
- ◆ 避難所の備蓄品及び設備の充実
- ◆ 避難所等における感染症対策の推進
- ◆ 病院前救護所訓練の実施

施策3 都市防災機能の向上

地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。

台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。

津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 橋りょうの耐震化
- ◆ 下水道施設の耐震化
- ◆ 民間の住宅や緊急輸送道路^(注8)沿道建築物の耐震化促進
- ◆ 河川の改修
- ◆ 雨水貯留浸透施設の整備
- ◆ 海岸保全施設の早期整備の促進

《1. 現状と課題》

- 火災や大規模な災害等から市民を守るため、火災予防の推進や消防力の充実・強化、消防団の活性化等を図るとともに消防と医療機関との連携を強化し、円滑な救急体制を構築する必要があります。

【火災予防の推進】

- 火災の発生件数は減少傾向にあります。全国的にみると火災による死者数の約7割が65歳以上の高齢者となっています。今後、高齢化が進むことが見込まれることから、火災による死傷者や建物等の損害を低減するには、住宅防火に関する啓発を行うことがますます重要となります。
- 市内にある不特定多数の人が出入りする事業所等の中には、消防用設備等の未設置や防火管理体制について違反となる建物が存在しているため、引き続きの違反是正に向けた計画的な立入検査及び適切な指導を行う必要があります。
- 火災の発生防止及び被害の軽減のため、市民や事業所等に向けた防火広報等により防火意識の高揚を図る必要があります。

【消防体制の充実】

- 大規模災害等の発生に備えて、災害応急対策の拠点となる消防庁舎等の整備を推進する必要があります。
- 消火活動に必要不可欠な消防水利については、整備基準と照らし、効果的な水利の配置及び既存設備の維持管理を行う必要があります。また、震災時には消火栓が使用できなくなることを考慮した消火活動の対応が求められます。
- 消防団は地域に密着した、要員動員力と即時対応力という特性を活かした地域防災力の要として重要な役割を果たしています。しかしながら、消防団の入団希望者の減少や、団員の高齢化等によって消防団組織の維持、継続が困難となることから、消防団組織の活性化を図る必要があります。
- 経験豊富な指導的立場の消防職員が定年等により大量に退職していることから、若手職員をはじめ組織の柱となる人材を計画的に育成する必要があります。

【救急体制の充実】

- 今後も、人口増加及び高齢化率の上昇が見込まれており、救急需要の増大が予想されるため、適切な救急隊の整備等を行う必要があります。
- 救命効果の向上を図るため、24時間体制で医師が同乗し出動する特別救急隊(ドクターカー)を運用するとともに、救急隊員・救急救命士の育成強化に取り組んでいます。
- 救急出動により搬送した傷病者のうち約半数が軽症であることから、救急車の適正利用に向けた普及啓発を進め、利用者の理解を求めることが必要となります。また、救命のためには、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)が適切な応急手当をすることが重要であることから、多くの市民に応急手当の知識及び技術の普及を図る必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 火災予防の推進

火災の発生を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限に抑えるため、建物の立入検査や消防用設備等の不備について是正及び指導を図ります。また、市民や事業所等への防火意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用した火災予防広報活動を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 予防査察(立入検査)の推進
- ◆ 防火意識の高揚、啓発

施策2 消防体制の充実

複雑多様化する災害や大規模災害の発生に対応するため、消防庁舎や消防車両などの整備、消火活動に必要な水利の確保及び消防団組織の活性化のほか、消防職員の能力開発・育成を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 消防本庁舎等の建替え
- ◆ 消防車両、水利の整備
- ◆ 消防団の活性化
- ◆ 消防職員の育成強化

施策3 救急体制の充実

増加する救急需要に対応するため、救急隊の充実、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 救急隊員・救急救命士の育成強化
- ◆ 救急隊及び救急資器材の整備
- ◆ 救急車の適正利用推進
- ◆ 市民に対する応急手当の普及啓発推進

《1. 現状と課題》

- 本市では、町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校 PTA 等の地域団体や、NPO 法人等の市民団体などが、主体的で活発な活動を行っています。こうした市民の力を最大限に活かすことができるよう、市民同士の主体的な活動を促進するとともに、まちづくりへの参加の機会を支援する必要があります。

【市民活動への支援と協働の推進】

- 本市では、環境問題や高齢者への支援、子供の安全など社会的課題に取り組む団体の活動を支援するため、市民活動サポートセンターの開設や市民活動団体の公益的な活動への支援を行っています。
- ふなばし市民力発見サイトの登録団体数は、平成 27(2015)年度の 587 団体から令和2(2020)年度の 565 団体とやや減少傾向にあるものの、市と市民活動団体との協働事業数は、平成 27(2015)年度の 254 事業から令和元(2019)年度の 319 事業と増加傾向にあります。
- 平成 27(2015)年度から開始した中学生、高校生、大学生、専門学校生に市民活動やボランティア活動を体験する機会を提供するふなばし夏のボランティア体験の参加者数は、平成 27(2015)年度の 202 人から令和元(2019)年度の 382 人と増加しています。

【地域活動の促進】

- これまで市内の各地域では、住民主体の活動が行われ、まちづくりが支えられてきましたが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により地域でのつながりが希薄化しています。また、地域活動の中心である町会・自治会の加入率は低下傾向にあり、町会・自治会活動を担う役員等の年齢層が高くなるなど、今後の町会・自治会活動の担い手不足が懸念されます。
- 平成 29(2017)年度の団体に関する基礎調査によると、町会・自治会へ加入しない理由は「町会・自治会のことをよく知らない」が 40.6%と高くなっていることから、非加入世帯に対しては、加入を促進するための情報提供が必要となっています。
- 各地域にはそれぞれの歴史や特色があることから、それぞれの特性に応じて、地域で活動する団体が主体的に課題を解決していくことが必要となっています。

《2. 施策の方向》

施策1	市民活動への支援と協働の推進
-----	----------------

市民が環境問題や高齢者への支援、子供の安全など共通の目的に向かって取り組む活動に参加できるよう、多様な主体が活動しやすい機会の拡大や意識の啓発などを行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民活動の活性化
- ◆ 多様な主体による協働の推進

施策2	地域活動の促進
-----	---------

各地区コミュニティにおいて、町会・自治会を中心とする地域で活動する団体が、良好な近隣関係を形成するとともに、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、それぞれの地域の特色・特性に合わせた活動への支援や市民の地域活動への参画機会の拡大を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 町会・自治会への加入促進策の推進
- ◆ 町会・自治会活動への支援

《1. 現状と課題》

【国際交流・多文化共生の推進】

- 本市では、アメリカ・ハイワード市及びデンマーク・オーデンセ市と姉妹都市を、また中国・西安市と友好都市を提携し、これまで周年事業や市民主体の草の根の交流を推進してきました。
- 近年、外国人住民が平成 27(2015)年度の 12,726 人から令和3(2021)年度の 18,961 人と急速に増加し、国籍や言語、文化などが多様化しています。地域に暮らす全ての人々が、それぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍していくという視点がますます重要となっています。

【男女共同参画の推進】

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、船橋市男女共同参画計画を策定し、啓発や相談業務を推進してきました。
- 船橋市男女共同参画市民アンケートでは、社会全体における男女の地位の平等感について、平等と答えた者の割合が、平成 28(2016)年度の 17.5%から令和2(2020)年度の 18.7%と微増しているものの、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和など男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境づくりが課題となっています。
- 令和3年度版男女共同参画白書(内閣府)によると、警察が把握する配偶者間の暴力の被害者は 88.9%が女性となっており、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすことが求められています。本市では、性の多様性に関する理解の促進をすすめており、令和3(2021)年には「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」の導入を検討しています。

【平和施策の推進】

- 本市では、昭和 61(1986)年に、世界の恒久平和、国是である非核三原則の遵守、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、平和都市宣言をしています。
- 戦後 70 年以上が経過し、戦争・被爆体験者が年々減少しており、平和の尊さ、戦争の悲惨さへの意識が薄れつつあることから、これらを次世代に継承することが課題となっています。
- 本市では、平和都市宣言以来、平和施策を実施していますが、市民の平和都市宣言の認知度は約 50%となっています。

《2. 施策の方向》

施策1	国際交流・多文化共生の推進
-----	---------------

国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進します。

外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流の活性化
- ◆ 外国人住民に対する情報提供や相談体制の充実

施策2	男女共同参画の推進
-----	-----------

性別に関わらず誰もがさまざまな活動に均等に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の意識の醸成や性の多様性への理解を進めます。

配偶者等からの暴力の根絶のため、予防啓発を行うとともに、被害者の安全確保や自立支援を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進
- ◆ 暴力根絶のための予防啓発や被害者の安全確保、自立支援の推進
- ◆ 性の多様性への理解の促進

施策3	平和施策の推進
-----	---------

市民一人一人が平和都市宣言の趣旨を理解し、恒久平和の達成に向け次世代に平和の大切さを継承していくため、市民意識の啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 平和式典派遣の推進
- ◆ 平和の集いの実施内容の充実

《1. 現状と課題》

- 安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

【交通安全意識の啓発】

- 本市では、交通安全計画に基づく交通安全対策を実施しており、本市の交通事故発生件数は、平成 27 (2015)年の 1,598 件から令和2(2020)年の 1,222 件へと減少傾向にありますが、県内で2位であることから引き続き効果的な交通安全対策を進める必要があります。
- 自転車の歩道走行や、自動車の妨害運転^(注1)等、交通事故の加害者となり得る危険走行が問題となっていることから、市民自らが交通安全に関する意識を持つことが重要です。

【防犯体制の充実】

- 本市では、市内で深刻な振り込め詐欺等の被害が相次いでいることを受け、平成 30(2018)年6月に市内両警察署と連名で「電話 de 詐欺^(注2)被害非常事態宣言」を行い、周知啓発活動等の対策を行いました。平成 30(2018)年と令和2(2020)年の被害件数及び被害総額を比較すると、被害件数は 207 件から 131 件、被害総額は約3億 4,959 万円から約2億 3,050 万円へとそれぞれ減少していますが、多様化する詐欺への対策が引き続き求められています。
- 本市では、市民安全パトロールカーによる巡回のほか、町会・自治会に対し防犯カメラの設置や維持管理に係る費用の補助を行っています。市内での刑法犯認知件数は、平成 27 年(2015)年の 6,022 件から令和2(2020)年の 3,505 件へと減少していますが、未だに多くの犯罪が発生していることから、引き続き対策が必要となります。

【安心できる消費生活の確立】

- 本市では、通信販売や訪問販売などの特殊販売に関する相談が増加しており、令和2(2020)年度は、総相談件数 4,718 件のうち半数を超える 2,542 件が特殊販売に関する相談となっています。また、総相談件数のうち 1,551 件が 65 歳以上の高齢者からの相談となっているほか、SNS を通じたサイドビジネスやマルチ商法に関する消費トラブルの増加により、20 代以下の若年者からの相談が増加しています。
- 行政や警察に認知されている消費トラブルの被害者は一般的に全体の1割程度と言われており、認知されていない潜在的被害者は多いことから、本市では、被害に遭った時の相談先や相談方法の周知啓発を行っています。

【生活衛生の向上】

- 不適切な動物の飼養や飼い主のいない猫は周辺の衛生環境の悪化に繋がるため、本市では、適正飼養の啓発や飼い主のいない猫の繁殖防止に取り組んでいますが、動物に係るトラブルは増加傾向にあります。
- 老年人口の増加に伴い墓地や斎場の利用者は増加傾向にあるほか、墓地に関する意識は近年多様化し、安価な小型の墓を望む意向や、合葬墓を希望する意向が高まっています。また、墓地の跡継ぎが不在となり、無縁墓が増える問題も発生しています。

《2. 施策の方向》

施策1 交通安全意識の啓発

歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 交通安全教室の開催
- ◆ 自転車や自動車の安全利用に係る広報啓発活動の推進

施策2 防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 特殊詐欺予防啓発活動の推進
- ◆ 自主防犯活動の支援

施策3 安心できる消費生活の確立

市民の消費トラブルを防止・解消するため、消費生活相談の受付のほか、被害に遭わないための知識の啓発や被害に遭った時の相談先・相談方法の情報提供を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 消費生活相談の受付
- ◆ 消費者教育・啓発の充実

施策4 生活衛生の向上

衛生的で快適な生活環境を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、動物の飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。

墓地の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、市営霊園の整備・充実を進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 動物の適正飼養の啓発
- ◆ 合葬墓等の整備の推進

《1. 現状と課題》

- 市民の信頼や理解を得ながら行政運営を行うためには、積極的に情報を提供するとともに、市民の声を的確に捉え、市政に活かしていく必要があります。
- 本市には、商業・観光施設や歴史的・文化的遺産、特産品など豊富な地域資源があることから、更なる地域資源の活用とともに、魅力の発信が必要です。

【広報・広聴機能の充実】

- 本市では、広報媒体の一つとして「広報ふなばし」を発行しており、新聞折り込みや個別ポスティング、公共施設や主要駅をはじめとする施設等で配布しています。個別ポスティングによる配布数は、増加しているものの、広報紙を折り込んでいる新聞購読者数は減少しているため、全体の配布数は減少しています。
- 広報紙のほかにも、市ホームページや SNS など多様な媒体を通じて情報を発信していますが、社会情勢の変化とともに登場する新たな情報発信ツールを活用する必要があります。
- 市民の声を収集する市政ポストや電子ポストは、令和2(2020)年度市政ポストに 312 件、電子ポストに 869 件のご意見があり、多くの市民が市政への意見を行う機会として利用されています。また、市民意識調査や市政モニター制度を活用し、市民ニーズの把握に努めています。

【魅力発信の充実】

- 本市では、マスメディアへのリリース配信を積極的に実施しており、令和2(2020)年度は、365 件のリリース配信を行い、1,342 件のメディアへの露出がありました。リリース配信件数に対して、メディアへの露出件数が多くなっていることから、今後も効果的なマスメディアへのリリース配信やプレスイベントの活用が求められます。
- 「船橋ロケーションガイド ふなばし撮おりゃんせ」は、船橋市内において、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影制作に関わる要望に応える窓口で、市内の各ロケーション紹介をはじめ、撮影が円滑に進むようサポートを行っています。当ガイドを利用した本市への撮影問い合わせ件数は、平成 27(2015)年度の 217 件から令和2(2020)年度の 373 件へと増加傾向にあることから、本市の魅力を発信するための情報露出や PR をさらに推進していく必要があります。
- 船橋市の姉妹都市であるデンマーク王国オーデンセ市出身の童話作家、H.C.アンデルセンが名前の由来となっている「ふなばしアンデルセン公園」は、世界最大級の旅行口コミサイトが選ぶ“日本のテーマパーク部門”の上位にランクインしましたが、今後もさらにこうした本市の魅力を発信していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 広報・広聴機能の充実

広く多くの市民へ市政情報を届けるため、多様な媒体を活用して情報提供の充実を図ります。

複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴機能の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 多様な媒体を活用した市政情報の伝達
- ◆ 広聴機能のさらなる充実

施策2 魅力発信の充実

本市の特性が活かされ、まちの活性化と持続的な発展が実現できるよう、ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園といった観光スポットへの誘客を図るほか、地域資源の磨き上げや新たな魅力の発掘に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市の魅力に関する情報発信の強化
- ◆ 船橋製品のブランド化の推進
- ◆ インバウンド^(注1)対策の推進